

再生可能エネルギー電力の利用促進に関する連携協定書

多摩市（以下「甲」という。）及び株式会社エナーバンク（以下「乙」という。）は、多摩市内の再生可能エネルギー電力（以下「再エネ電力」という。）の利用促進に関し、相互に連携又は協力を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携又は協力し、乙が実施する電力の競り下げ方式による入札制度（共同調達を含む。以下「リバースオークション」という。）を活用その他の取組みにより、多摩市内における再エネ電力の利用促進を図り、もって脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 多摩市内の事業者に向けた再エネ電力の調達におけるリバースオークションの普及に関すること。
 - (2) 多摩市内の事業者に向けた再エネ電力の調達における FIT 非化石証書（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度を通じて買い取られた電気の非化石価値を示す証書をいう。以下同じ。）の普及に関すること。
 - (3) 多摩市が保有する施設の再エネ電力調達におけるリバースオークション、並びに FIT 非化石証書の利用検討及び実施に関すること。
 - (4) 再エネ電力に関する情報の収集及び共有に関すること。
 - (5) 電力調達価格の抑制に向けた共同調達等に関すること
 - (6) その他甲及び乙が必要と認めること。
- 2 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項の実施に係る甲及び乙の役割分担は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 甲 市内事業者への周知
 - (2) 乙 リバースオークションの開催、FIT 非化石証書の調達、協定自治体との連携に係る調整及び市内事業者への周知
- 3 甲及び乙は、第 1 項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、随時、情報を交換し、協議を行うものとする。

(経費)

第3条 前条第2項各号に掲げる事項の実施に要する経費の負担は、甲及び乙それぞれの負担とする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示し、又は提出してはならない。本協定の有効期間満了後もまた同様とする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲、乙のいずれから本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第6条 本協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙の一方の申出に基づき、甲乙相互の協議によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して何らの通知も要せず、この協定を解除することができる。

(1) 相手方が反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含むがこれに限らない。)と関係を有し、又は関係を有することとなったとき。

(2) 相手方が脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき。

(3) 相手方により信用を失墜させられ、又は相手方による業務を妨害する行為があったとき。

3 前項の規定により、この協定を解除したものは、この協定が解除されることにより相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙にて誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ押印の上、各々1通保管する。

令和6年7月1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12-1

多摩市長 阿部 裕 行



乙 東京都中央区日本橋2-1-17 丹生ビル2階
株式会社エナーバンク

代表取締役 官公庁自治体事業責任者

佐藤 丞 吾

